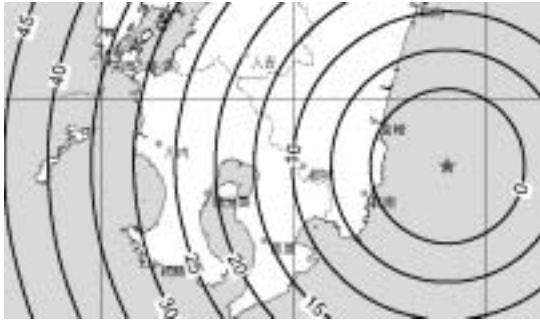




10月からスタート 緊急地震速報

【1662年に日向灘で発生した地震の例】



緊急地震速報は、最大震度5弱以上と推定した地震の際に強い揺れ（震度4以上）の地域の名前を、強い揺れが来る前にお知らせするものです。

ただし、震源に近い地域では、「緊急地震速報」が強い揺れに間に合わないことがあります。

◀ 緊急地震速報提供から強い揺れが来るまでの猶予時間（秒）

■ 緊急地震速報は見聞きしてから、強い揺れが来るまで数秒から数十秒しかありません ■

緊急地震速報『利用の心得』

周囲の状況に応じてあわてず、まず身の安全を確保する！



- ◀ 家庭や職場では
- ・頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れてる
 - ・あわてて外に飛び出さない
 - ・その場でできるなら火の始末をする（無理はしない）
 - ・扉を開けて避難路を確保する。



- ▲ 人が大勢いる施設では
- ・係員の指示に従う
 - ・落ち着いて行動
 - ・あわてて出口に走り出さない



- ▲ エレベーターでは
- ・最寄りの階で停止させすぐ降りる



- ▲ 乗り物にのっているとき
- ・自動車運転中はあわててブレーキをかけない
 - ・ハザードランプを点灯し、揺れを感じたらゆっくり停止

問合せ 鹿児島地方気象台 防災業務課 TEL 099-250-9919

高齢化が進み、医療費が増大する中、適切な高齢者医療を持続していくために、「後期高齢者医療制度」が来年4月からスタートします。

この制度は、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、保険財政の安定化を図るために、広域的な保険運営を行う独立した医療制度です。保険の事務と財政運営を、県内の全市町村が加入する「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」と枕崎市が連携して行います。

この制度の対象となる75歳以上の方及び一定の障害のある65歳以上の方は、現在は国民健康保険や社会保険等に加入しながら老人保健制度で医療を受けていますが、来年の4月からは新しく「後期高齢者医療制度」により医療を受けることとなります。



75歳以上のみなさんへ
重要なお知らせです

来年4月から新しく
「後期高齢者医療制度」が始まります



【ここが変わります】

■ 保険証が変わります。
現在の保険証や老人医療受給者証に代わり、「後期高齢者医療被保険者証」が1人に1枚新しく交付されます。



【ここは変わりません】

■ 医療の給付については変わりません。
現在の老人保健制度と同じ給付を受けることとなります。

■ 医療負担の自己負担割合は、変わりません。
現在の老人保健制度と同じ1割負担です。（現役並所得者は3割負担）

■ 保険料を納付することになります。
① 後期高齢者医療制度に加入する人全員が、保険料を納付することになります。

② 保険料は鹿児島県内均一の保険料率で算定され、12月に決定する予定です。

③ 原則として年金から保険料を差し引く特別徴収となります。

④ 所得等に応じた減額制度があります。

⑤ これまで保険料を納める必要のなかった社会保険等の被扶養者だった方については、後期高齢者医療制度に加入してから2年間の減額措置があります。

※ 制度の詳細・変更につきましては、今後、広報紙等でお知らせします。

問合せ

・ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合
TEL 099-206-1397
・ 市役所市民健康課保険医療係
TEL 72-1111
内線 147・148